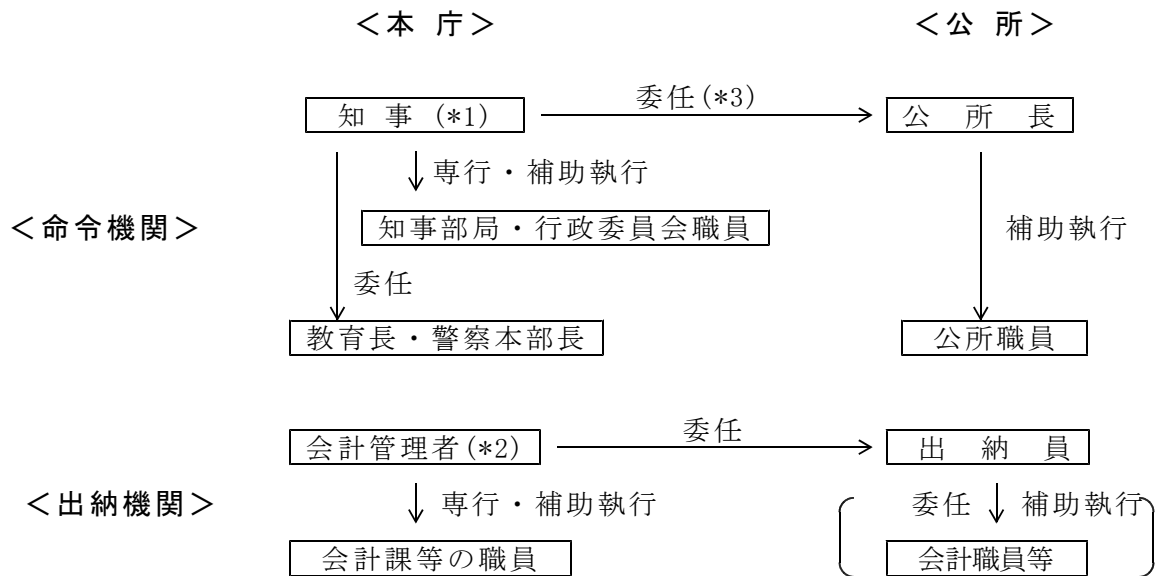


資料 4

財務会計事務の執行体制

1 組織と権限



- **知事の権限 (*1)** …… 地方自治法第149条
 - ・ 予算の調製及び執行
 - ・ 使用料、手数料等の徴収
 - ・ 会計の監督 (検査権限は、会計管理者に委任……京都府会計規則第260条)
 - ・ 財産の管理等
 - ・ その他
- **会計管理者の職務権限 (*2)** …… 地方自治法第170条
 - ・ 現金、物品の出納及び保管
 - ・ 小切手の振出し
 - ・ 現金及び財産の記録管理
 - ・ 支出負担行為の確認
 - ・ 決算の調製
 - ・ その他
- **知事権限の公所長への委任 (*3)** …… 京都府会計規則第5条
 - ・ 歳入の徴収
 - ・ 契約等支出負担行為及び支出命令 (配当予算の範囲内)
 - ・ 収入の原因となる契約の締結
 - ・ 物品の取得、管理及び処分
 - ・ 物品の出納の通知
 - ・ 債権の管理及び処分
 - ・ 歳入歳出外現金及び保管有価証券の出納の通知
 - ・ 会計の監督
 - ・ 公所の金銭分任出納員及び経理員の任免

2 出納機関の状況

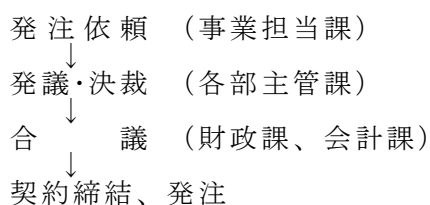
○ 出納員の設置状況（平成21年1月1日現在）

本庁等	17人	（会計課、入札課、その他現金取扱所属）
公 所	152人	
計	169人	

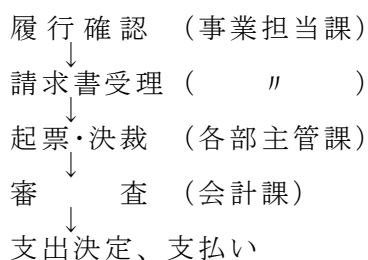
3 事務費執行の流れ

(1) 本庁の例

○ 支出負担行為

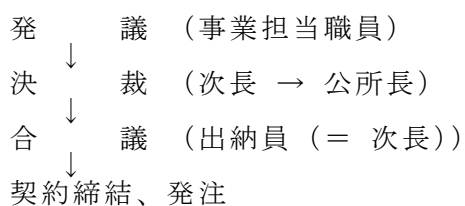


○ 支出命令・支出決定

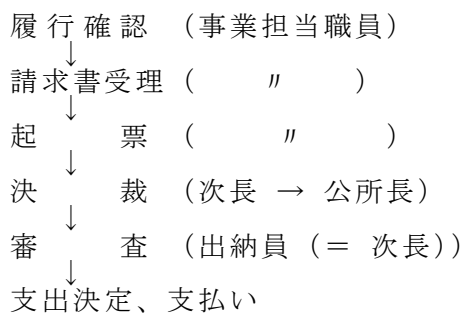


(2) 小規模公所の例

○ 支出負担行為



○ 支出命令・支出決定



(3) 会計の監督

会計管理者は、知事から「会計の検査」に関する権限を委任され、次のとおり、本庁・公所等の会計事務を検査している。

○ 指導的検査

会計課職員等が、定期的(毎年又は数年毎)に公所等の会計事務の執行状況を検査し、必要な指導を行うもの。

○ 査察的検査

会計課職員等が、本庁・公所等を抜打ちで検査し、現金や物品の保管状況、印刷物等の納品状況などを現物確認するもの。(平成19年度から実施)

○ 出納員による自主点検

公所出納員が、自ら当該公所の会計事務処理の状況を「チェックリスト」に沿って点検し、問題点の整理を行うもの。(平成20年度から試行的に実施)

4 財務会計事務の課題

(1) 内部統制の仕組み

- ・ 内部統制の仕組みが十分確立されておらず、特に、公所は不十分な状況にある。

(2) 出納機関の牽制機能

- ・ 公所においては、出納員が支出命令側の業務を兼ねて担当しており、出納機関としての牽制機能が十分発揮できていない。

(3) 支出決定事務

- ・ 各所属においては、複雑多岐にわたる会計事務を熟知している職員が少なく、特に、小規模な公所においては、多様な業務を担当しながら会計事務も処理している例が多く見られる。

5 平成21年度 of 取組み

(1) 財務指導職員の配置

財務会計制度全般について、関係職員の指導・助言などに当たる「財務指導員」を、本庁及び各広域振興局に配置。

(2) 出納員の牽制機能の強化

出納員が、他の公所の会計事務の実質的な審査を行うなど、一部公所において新たな取組みを「試行的」に実施し、課題を抽出・検証。